

短時間勤務職員の週休日、勤務時間等の割振り等に関する要綱

(平成18年3月31日17川水総職第855号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年水道局規程第10号。以下「規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、短時間勤務職員の週休日、勤務時間等の割振り等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間等の割振り)

第2条 短時間勤務職員の週休日及び勤務時間等の割振りは、別表に定めるとおりとする。

(週休日等の明示)

第3条 所属長は、短時間勤務職員の任用に際し、週休日及び勤務時間等の割振りを当該職員に明示しなければならない。

(その他の事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間等に関する要綱の廃止)

2 再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間等に関する要綱（平成14年3月29日13川水総職第785号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日18川水総職第1011号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2041号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日23川水総庶第1446号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月6日31川水総庶第1085号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1週間の勤務時間（勤務時間を割り振る者）	勤務時間等の割振り		週休日
	勤務時間	休憩時間	
29時間 (所属長)	1 週4日勤務 (1) 8:30 ～16:45 (2) 8:45 ～17:00 (3) 9:00 ～17:15	1 週4日勤務 12:00 ～13:00	1 日曜日及び土曜日 並びに月曜日から金曜日までの間において所属長が定める1日
	2 週5日勤務 (1) 8:30 ～15:15 (2) 9:00 ～15:45 (3) 9:15 ～16:00	2 週5日勤務 12:00 ～13:00	

